



剪定枝戸別回収

有料で剪定枝を戸別に回収いたします。

回収できるもの

次の要件を全て満たすもの

- ・自分（家族）で剪定した枝
- ※竹・笹類は除く
- ・長さ1.5m以内かつ太さ15cm以内
- ・1回につき4m³(0.4t)を超えない量

※4m³の目安…幅2m×奥行2m×高さ1m
4m³を超える場合は、2回分の料金がかかります。申込時にお申し出ください。



利用料金

6,000円／回

回収日当日に業者にお支払い下さい。
※利用は年度2回まで

回収場所

- ・パッカー車を横付けできる場所
- ・宅地内に1か所にまとめておく
- ※トゲのある樹種は隣に分けておく

回収月

令和5年4～7月、9～11月、
令和6年3月

原則、各月の最終週に回収します。

受付期間

令和5年3月1日
～令和6年2月29日

回収希望月の前月末日までに申し込んでください。ただし、申込人数が上限に達した場合は、利用を制限することがあります。

【申込み・問合せ】 砺波市農地林務課 TEL 33-1431

※裏面もあります

申込みから回収までの流れ

①申込み

…農地林務課（砺波市役所 2 号別館 1 階）



「パッカー車による剪定枝戸別回収申込書」をご提出ください。

②回収日時のご案内



後日、回収日時を郵送でお知らせします。

③回収・利用料金のお支払い



回収業者がご自宅まで剪定枝を回収に伺います。この時に利用料金をお支払いください。

利用者の声

最後の一枚まで
スッキリ運んでくださり、
枝の始末の負担が
軽減されました。

軽四トラックを
持たないので
助かりました。



剪定枝戸別回収

検索

詳細はWEBをチェック!